



「CI11らによる当社株式の大規模買付行為等
を踏まえた当社株券等の大規模買付行為等
に関する対応方針の導入に関するお知らせ」
に関する補足説明資料
2025/11/ 4

本対応方針の導入の目的

1. 実現可能性のある買収提案を確保することを目的とした手続を実施するために合理的に必要な時間を確保
 - カロンホールディングスによる当社株式に対する**公開買付け**（以下「本公開買付け」）の**実現可能性が相応に低下**（公開買付価格を大幅に上回る市場株価で当社株式の売買が大量に行われてきている状況）

実現可能性のある買収提案の確保を目的とした手続の実施に合理的に必要な時間を確保する必要

2. 株主の皆様に必要な時間と情報の確保

- 株式会社シティインデックスイレブンス、野村絢氏及び株式会社シティインデックスファースト（以下「CI11ら」）は、**適切な情報開示を行うことなく**、当社株式を**急速かつ大量に買い集めており**（**わずか17営業日で17.63%**を取得）、一般株主の皆様に対し、**市場売却に係る深刻な強圧性**が発生

株式買集めの是非について

株主の皆様が適切にご判断を下すために**必要な情報と時間を確保する必要**

本対応方針の特徴

1. 実現可能性のある買収提案を確保することを目的とした手続を実施するために合理的に必要な時間を確保することを目的

- 本公開買付けの実現可能性が相応に低下している中、**実現可能性のある買収提案を確保することを目的とした手続を実施するために合理的に必要な時間を確保**することを目的
- 今後速やかに、カロンホールディングス以外の**第三者も含めた候補者を対象**とし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する**実現可能性のある買収提案を得ることを目的とした手続を実施**する予定

2. 有効期間は、原則として、2026年2月28日まで

3. 手続の不遵守時のみ発動

- 本対応方針に定める**手続を遵守している限り、対抗措置は発動されない**

4. 株主意思の尊重

- 株主の皆様のご意思を最大限尊重し、**議決権の希釈化は、株主意思確認総会による承認が得られた場合にのみ実施**

現 状

- CI11らにより大量の買集めが行われ、公開買付価格を大幅に上回る市場株価で当社株式の売買が大量に行われてきている状況
→本公開買付けの実現可能性が相応に低下

対応の必要性

- 企業価値・株主共同の利益に資する、**実現可能性のある買収提案(※)**を確保することを目的とした手続を実施するために合理的に必要な時間を確保する必要
 - ※ カロンホールディングスが本公開買付けの条件を変更した場合には、当該**変更後の提案を含む**が、それに限らず、**カロンホールディングス以外の第三者からの提案を含む**
- 今後速やかに、カロンホールディングス以外の**第三者も含めた候補者を対象**とし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する**実現可能性のある買収提案を得ることを目的とした手続を実施**する予定

現 状

- CI11らは、適切な情報開示を行うことなく、当社株式を急速かつ大量に買い集め(わずか17営業日で17.63%を取得)
→一般株主の皆様に対し、市場売却に係る深刻な強圧性が発生

対応の必要性

- 株式買集めの是非について株主の皆様が適切にご判断を下すために必要な情報と時間を確保する必要
 - ※ 十分な情報提供がされず、企業価値への影響が不明瞭な形で買集めがなされた場合、株主の皆様は、生じ得る企業価値毀損リスクを回避するために、当社株式を売却せざるを得なくなる可能性

本対応方針に基づく議決権の希釈化は、

- ①大規模買付者が**対応方針に定める手続を遵守せず、かつ**
- ②株主意思確認総会において**株主の皆様の承認**が得られた
場合のみ実施

1. 手続を遵守しない場合のみ発動

- 大規模買付者が、株主の皆様の判断に必要な情報と時間を提供して買集めを行う限り、本対応方針によって妨げられることはありません

2. 株主の皆様の意思を最大限尊重

- 株主意思確認総会において株主の皆様の承認が得られない限り、議決権の希釈化は行われません

有効期間は、原則として、**2026年2月28日までと目的に照らして必要な限度に設定**

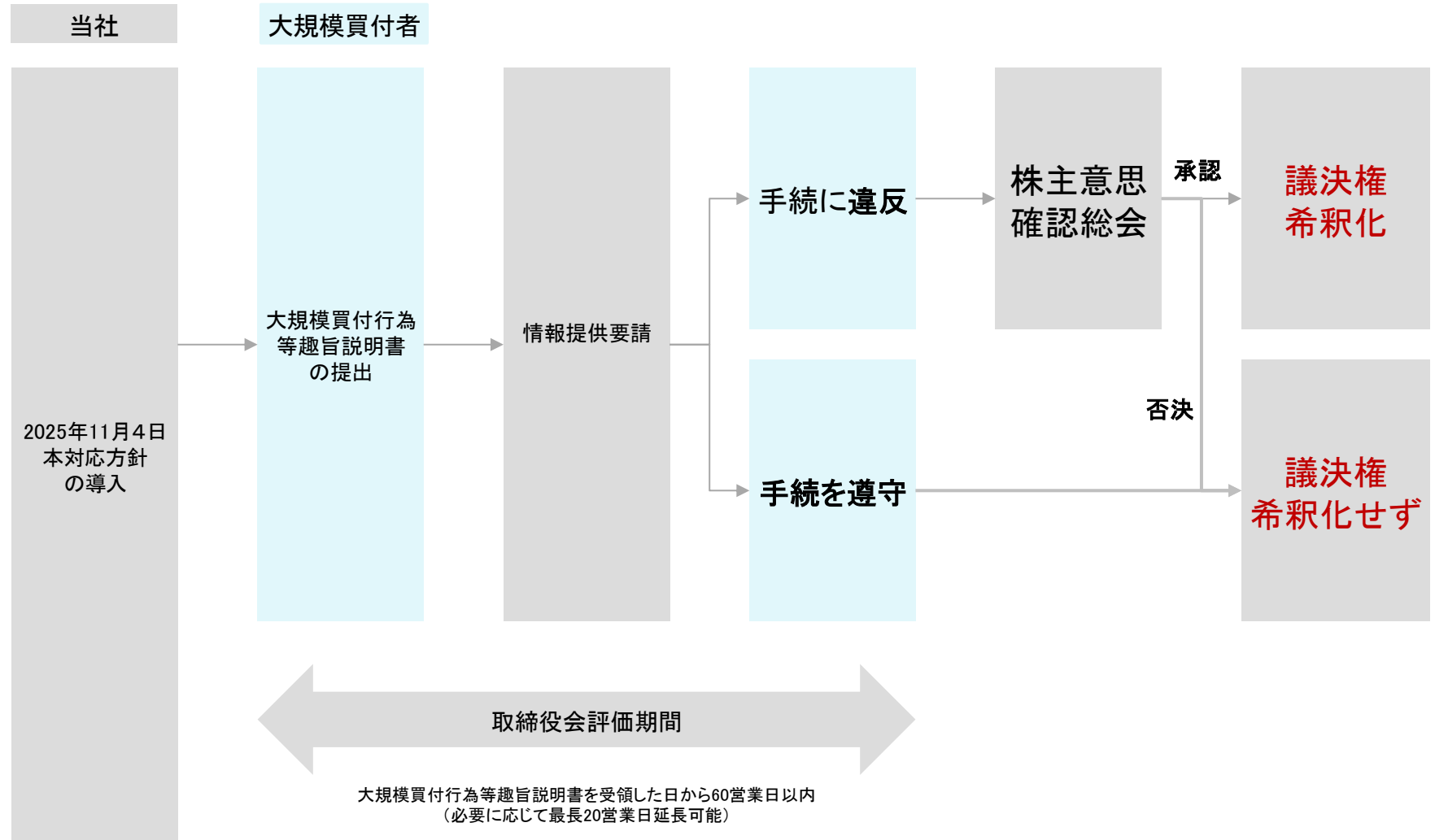
1. 実現可能性のある買収提案を確保する時間を得る

- 今後速やかに、カロンホールディングス以外の**第三者も含めた候補者を対象とし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する実現可能性のある買収提案を得ることを目的とした手続を実施**する予定
- **実現可能性のある買収提案を確保することを目的とした手続を実施するために合理的に必要な時間を確保するためには、2026年2月28日までの有効期間を設定することは合理的**

2. 株主の皆様に必要な時間と情報の確保

- CI11らは、買付の目的・予定や買集め後の経営の基本的な方針等について、情報の提供を行うことなく、急速かつ大量に買い集めている状況
- 株主の皆様が買集めの是非を判断するために、必要な時間と情報を確保するためにも、2026年2月28日までの有効期間を設定することは合理的

Appendix: 議決権の希釈化までの手続の概要



- 一般株主の皆様が保有する当社株式の議決権が希釈化されることはありません

一般株主の皆様

保有株式数に応じて全株主へ新株予約権を無償割当て

- 当社は新株予約権を取得し、対価として株式を交付
- 株式価値の希釈化は生じない

普通株式

非適格者

- 原則行使不可
- 当社は第2新株予約権を対価として新株予約権を取得可能

第2新株予約権

- 大規模買付行為等中止又は撤回し、その後も実施しないことの誓約
- 議決権割合が20%又は本対応方針導入時の議決権割合を下回った場合など

普通株式

本資料は、情報の提供のみを目的として作成されたものであり、特定の証券の売買を勧誘するものではありません。

本資料に掲載された当社の情報以外の情報については、公開情報に基づき作成しております。当社は、その正確性、確実性、有効性又は完全性を保証するものではなく、これらの情報を用いて行う判断の一切について責任を負うものではありません。

なお、本資料は、投資家の理解を促進するために本対応方針の概要をわかりやすく説明するべく作成されたものであり、本対応方針の正確な内容については、2025年11月4日付け「株式会社シティインデックスイレブンスらによる当社株式の大規模買付行為等を踏まえた当社株券等の大規模買付行為等に関する対応方針の導入に関するお知らせ」(以下「本プレスリリース」)をご参照ください。本資料と本プレスリリースの間に齟齬又は差異が存する場合は、本プレスリリースの記載が優先するものとします。

**BE ANYTHING,
BE EVERYTHING.**



mandom